**第９回淡路市子ども・子育て会議　会議録**

（※青字は委員の意見まとめ部分）

開催日：平成27年11月1７日（火）14:00～16:00

開催場所：淡路市役所２階大会議室１・２

（出席委員：16名、欠席委員：4名）

１　開会あいさつ　金村副市長

２　委員委嘱状交付　副市長より代表として伊木委員へ

　　⇒委員の自己紹介　各委員、オブザーバー、事務局

３．淡路市子ども・子育て会議の業務（役割）について

　　⇒子ども・子育て支援法、淡路市子ども子育て会議条例に基づき、事務局より説明

４　会長、副会長選出

会長：関西看護医療大学准教授　伊木智子氏

副会長：志筑保育園　副園長　三浦義崇氏

５．協議事項

（１）本年度の子ども子育て支援事業計画各事業の実施状況について(報告)

　①特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・事業所内保育所）入所状況及び保育の必要性

認定状況について

＜考察＞

　　⇒ニーズ見込みに対し、保育の必要性の認定結果、1号該当者が少数であった

　　⇒　　　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　　,2号該当者が見込を超過した

＜仮説＞

幼稚園が岩屋地区以外の地区に設置されていないため、1号利用の考えが浸透していない。そのため、2号認定者の内に、潜在的な1号該当者がいると推察する。

**＜委員意見を踏まえた今後の対応＞**

**新制度に移行して間もない。1号利用が普及するまでは、潜在的な1号該当者は、2号認定に留まるであろう。1号認定の利用（幼稚園部分の利用）が普及するに伴い、徐々に１号認定となることが考えられる。当面の間、利用者の状況に応じた確保方策が必要である。**

　　②地域子育て支援事業の実施状況等について

　　　計画値に比して、今年度の確保方策量を下回る可能性がある事業がある。下回る理由は、ニーズ減に伴うものである。ニーズに対しての方策は、確保できている。

　　　★未実施の事業について

　　　　①利用者支援事業＜確保方策年度　平成31年度＞

平成27年度、淡路市御結びサポート事務局で受託中をしている業務「子育てコンシェルジュ事業」として準備中

　　　　②病児・病後児保育＜確保方策年度　平成31年度＞

島内3市で協議中。具体化には至らない。

**委員：具体化に至らない、その理由と検討した手法は？**

**事務局：理由の第1は費用である。島内合同で実施したとしても、3000万程度の固定費がかかる。検討した実施手法は、「訪問型」である。それは、拠点を置かず、病児保育が必要な人の家に看護師を派遣する形式のものである。島外事業者の提案であった。**

**手法は、拠点または派遣となる。利用規模は、費用・人員に影響する。**

**よって、断続的で、ある程度の利用が見込めるニーズが欲しい。**

**ファミリーサポートの単価で利用が普及しない中、それ以上の費用となる万単位の費用を負担して、病児・病後児サービスを利用する人は真にどの程度なのかが悩ましい。**

　　　★その他

　　　　①地域子育て拠点事業

子育て学習センターの事業を活用したものであり、今年度は、利用時間帯を拡大した。そのため、利用者が増えて確保方策を超えるニーズに対応できた。良好。

　　　　②一時預かり事業（1号認定者の延長保育利用分）

　　　　　　先の報告と関係する。1号認定が少数であったことの影響により、確保方策が下回ることになる見込み。ニーズに対しての対応はできている。

　　　　③一時預かり事業（保育所での1日預かり）

　　　　　ニーズが実際の利用に結びついていない。実施している保育所は6か所で、全保育所で実施している事業ではない。これらのことからニーズ・確保方策とも減となっていると考えられる。

　　　　　④標準時間、短時間の利用に伴う延長保育について

　　　　　**委員：「保育時間を1分でも過ぎれば、延長保育利用料金を徴収されるので、急いでお迎えに行かなければならない。」と聞いた。今までは、保育時間を過ぎても料金を徴収されていなかったとのこと。**

**新制度になって、4時で帰る人(短時間利用)、6時で帰る人(標準時間利用)の違いはどうか。**

**事務局：昨年度まで、延長保育は、月単位の利用しか設定していなかった。今年度からは、日々の状況に応じて、延長保育が利用できる。料金は1回100円である。利用状況を見ると、4月は短時間の利用が51％であったことに対し、10月は53％に微増した。半年の間に、長時間から短時間への利用変更がみられた。これは、必要な時に延長保育を利用できるようになったため、保護者が、実態に応じた利用ができるような制度になったため、必要に応じて制度を活用していただいているものだと解釈している。**

（２）平成28年度認定こども園整備について

　①保育所から認定こども園に移行する施設について

　　２施設の概要

　　・石屋小学校附属幼稚園と岩屋保育所幼保一元化による移行

　・恵泉保育園「幼保連携型認定こども園恵泉保育園」への移行

|  |
| --- |
| 「淡路市立岩屋認定こども園」開設時期：平成28年4月1日開設場所：淡路市岩屋70-1岩屋保育所定員：120名※岩屋保育所と定員数は同数（1号定員は内10名の予定）受入年齢：0～5歳児施設利用可能時間：7：00～18：00　（延長保育②を利用することにより18：00～19：00の利用も可能）※延長保育等のその他の保育事業はこれまでどおり実施。新たに実施する事業：3歳からの就学前教育(従来は5歳児のみの就学前教育)その他：淡路市立認定こども園設置及び管理に関する条例(仮称)」を12月市議会に上程予定　　　　幼保連携型 |

|  |
| --- |
| 「幼保連携型認定こども園　恵泉保育園」開設時期：平成28年4月1日開設場所：淡路市志筑2948-1（恵泉保育園）定員：120名※恵泉保育園と定員数は同数（1号定員は内5名となる予定）受入年齢：0～5歳児施設利用可能時間：7：00～18：00　（延長保育②を利用することにより18：00～19：00の利用も可能）※延長保育等のその他の保育事業はこれまでどおり実施。新たに実施する事業：3歳からの就学前教育 |

**★上記２施設への定員に関する意見**

**委員：岩屋の1号認定定員数は、どうやって決めたのか**

**事務局：現在の5歳児の1号認定が3名である。各年齢3名程度の1号認定のニーズがあると仮定し、それに対応できるよう10名とした。**

**その他、定員数については、特に意見なし。**

**②市内の保育所の認定こども園への移行見込みについて**

**平成27年2月に配布した市内各保育所の平成31年度までの認定こども園の移行計画を提示し、変更箇所を説明した。**

**★移行に関する委員意見**

**委員：浦保育所と仮屋保育所が平成29年度に移行予定となっている。**

**現況の施設利用は定員を超過している状況である。この状況で1号定員を設定できるのか。施設の定員を増やす必要があるのでないか。**

**「保育が必要」として、2号・3号認定を受けている子どもを受け入れられなくなると、移行を消極的に考える保護者も出てくると思う。認定こども園は、保育所に教育が付加されたものであり、受けられるサービスがよくなる、選択肢が増えることであると、理解をしていただく必要がある。**

**淡路市には保育園しかなく、幼稚園がないことについて、最初驚いた。自分自身も幼稚園に通っていたし、その関係の勉強もしたので、幼稚園がどういうものか理解できる。身近に幼稚園がなかった人は、イメージしにくいと思う。**

**今後、計画はどのように進むのか。実際、地域では、保育園・小学校の統廃合を抱えているところもある。そういう地域に認定こども園移行問題が入ると、保護者は混乱する。**

**移行は、保護者が混乱しないようにしなければならない。また、定員についても、ニーズを見ながら状況に応じて変更し、必要な人が、必要な保育・教育を受けられるよう整えることがよいと考える。**

**保育所に子どもを預けるために、就労証明が欲しくて働きにいく人もいる。それぞれの家庭の状況に応じて、認定こども園を利用できるのは良い。**

**事務局：移行については、保護者や地域へ説明をすることになる。岩屋地区の例をあげると、保護者や地域から認定こども園に移行することについて反対意見は出なかった。**

**委員：岩屋は、幼稚園があった歴史がある。認定こども園のことを理解できる下積みがある。他の地区は岩屋地区より丁寧な説明が必要だと思う。混乱に陥らないような説明を市にお願いしたい。**

**委員：移行については、現場の保育士、教諭も大変である。実施になると、当面、慌ただしくなる。10日ほどの教育研修期間をこなしたり、指導員がついたりすることになる。**

**移行に向けて、現場では、先進地の認定こども園に視察に出向いたり、認定こども園の園長を呼んで研修会を開いたりした。保育所と幼稚園の交流事業を頻繁にしている。今は、指導カリキュラムを準備している。**

**事務局：職員には説明会も開催した。また、保育士が移行に向けた免許取得更新研修を出られるように計画をしている。**

**委員：「号認定」の認識がない方がいらっしゃると思う。制度について、まだまだ、広く周知をすることが必要。**

**計画では、平成31年度までにすべての保育所が認定こども園に移行することになっている。平成32年度から後に移行することは考えられないのか。**

**事務局：計画は、淡路市子ども・子育て支援事業計画を基にしたもの。ニーズに応じて。平成31年度までに方策を確保しなさい。というのが、子ども・子育て支援法の趣旨。移行実施に向けての取り組みはするが、統廃合や施設の問題等で計画どおり行かない場合もある。この移行計画は、ニーズ調査結果を反映し、かつ、1号認定者に対応するためには、「単独の幼稚園を整備するのではなく、既存の保育所に教育サービスを付加して、認定こども園に移行することが良い。」と会議から意見を聴いたことを反映したものである。**

**＜委員意見まとめ＞**

**認定こども園への移行はニーズだけでなく、実際の声や利用状況を踏まえて、かつ、定員設定の内訳も柔軟にしていただく形式で、丁寧な説明とともに行って欲しい。**

**特に、定員を超過している地域や統廃合問題を抱えるところには、混乱をきたさないよう丁寧な説明が必要である**

　　　　　　　　　　 以　　　　上